

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 5 回 2017 年 1 月



全人代常務委員会が「中華人民共和国環境保護税法」を可決

本アラートの分析対象法規:

- 「中華人民共和国環境保護税法」、2016 年 12 月 25 日 第 12 回全国人民代表大会常務委員会(以下「全人代常務委員会」)第 25 回会議可決、2018 年 1 月 1 日施行

背景

全人代常務委員会は、2016 年 12 月 25 日付けで「中華人民共和国環境保護税法」(以下「環境保護税法」)を導入する法案を正式に可決した。同法は 2018 年 1 月 1 日より施行される。同法は 6 年にわたり環境対策の研究と検証が行なわれた結果、過去 30 年間実施されてきた汚染物質排出費徴収制度に代わり、中国 5 番目の租税法として施行されることになる。

主要な内容

1. 納税義務者

環境保護税の納税義務者とは、中華人民共和国国内及び管轄する海域において、環境に直接的に汚染物質を排出する企業、事業体及びその他の生産者である。

ただし、企業、事業体及びその他の生産者が合法的に設立した污水处理場、生活ごみ処理場において、課税対象の汚染物質を排出し、若しくは国又は地方基準に合致した施設または処理場で、固形廃棄物を保存又は処分する場合、環境に直接的に課税対象の汚染物質を排出したことには該当しないため、環境保護税は課せられない。

2. 課税対象の汚染物質

課税対象の汚染物質は「環境保護税税目・税額表」及び「課税対象汚染物質・汚染当量数表」に定められた大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物及び工業騒音である。

3. 税目・税額

「環境保護税税目・税額表」は 4 種類の課税対象汚染物質(大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物、工業騒音)の税額を確定した。具体的には下記のとおりである。

税目		税金計算 単位	税額
大気汚染物質		1 汚染当量当たり	1.2 ~12 人民元
水質汚染物質		1 汚染当量当たり	1.4 ~14 人民元
固体 廃棄物	頁岩	トン	5 人民元
	脈石	トン	15 人民元
	危険廃棄物	トン	1,000 人民元
	スラグ、フライアッシュ、燃え殻、その他の固体廃棄物（半固体、液体の廃棄物を含む）	トン	25 人民元
騒音	工業騒音 ¹	超過基準値 1-3 デシベル	350 人民元/月
		超過基準値 4-6 デシベル	700 人民元/月
		超過基準値 7-9 デシベル	1,400 人民元/月
		超過基準値 10-12 デシベル	2,800 人民元/月
		超過基準値 13-15 デシベル	5,600 人民元/月
		超過基準値 16 デシベル以上	11,200 人民元/月

省、自治区及び直轄市政府は、当該地区の環境負荷許容能力、汚染物質排出状況、ならびに社会経済生態発展目標に対する要求などを総合的に斟酌し、「環境保護税税目・税額表」によって大気汚染物質、水質汚染物質の適用税額を決定又は調整する。さらに、同級の人代常務委員会に報告し、最終決定を要請した上、全人代常務委員会ならびに國務院に届出る。

4. 税額算定基準及び算定方法

環境保護税の算定基準及び算定方法は、現行の汚染物質排出費徴収制度を踏襲する。

課税対象の汚染物質に対する税額計算は、下記の方法によってそれぞれ確定する。課税対象となる大気汚染物質は、汚染物質排出量を基に換算した汚染当量数に従い確定する。次に、課税対象となる水質汚染物質は、汚染物質排出量を基に換算した汚染当量

¹企業・事業体の境界線上で騒音基準値を超過する場所が複数ある場合、騒音レベルの最も高い場所の値で納税額を計算する。境界線に沿って100メートルを超えて騒音基準値を超過する場所が2か所以上ある場合、2つの企業・事業体と見なして納税額を個別に計算する。企業・事業体に複数の作業場所がある場合、作業場所ごとに納税額を計算して一括徴収しなければならない。環境騒音が昼間・夜間で基準値を超過する場合、昼間と夜間の納税額をそれぞれ計算し、両者の累計額を徴収しなければならない。発生源の1か月内に騒音基準値を超過した日数が15日を上回らない場合、納税額を半減して計算する。夜間での突発的な基準値を超過する騒音が頻繁に又は偶然にある場合、等価騒音レベルとピーク騒音レベルのどちらか高いデシベルによって納税額を計算する。

数に従い確定する。更に課税対象となる固体廃棄物は、固体廃棄物の排出量に従い確定する。同じく工業騒音は国の規定する基準値を超過したデシベル値に従い確定する。

環境保護税の算定方法は従量制である。このため、課税対象の大気汚染物質及び水質汚染物質に対する納税額は、汚染当量数に適用税率を乗じた額である。また、課税対象の固体廃棄物に対する納税額は、固体廃棄物の排出量に適用税率を乗じた額である。同じく工業騒音に対する納税額は、国が規定するデシベル値を超過した数値を基に従い決定する。

5. 税優遇措置

「環境保護税法」は、徴収を暫定的に免除若しくは軽減税率を適用する場合を定めている。納税者が同法に従って課税対象の排出大気汚染物質および水質汚染物質濃度に対し、国又は地方の汚染物質排出基準値より30%下回った場合には75%の軽減が適用される。また、納税者が課税対象の排出大気汚染物質および水質汚染物質濃度が国又は地方の汚染物質排出基準値の50%以下の場合には50%の軽減が適用される。

6. 税収管理

環境保護税の納税義務の発生日は、納税者が課税対象となる汚染物質を排出した当日である。納税者は、環境保護税を毎月計算して四半期ごとに管轄税務機関に環境保護税の申告・納税を行なわなければならない。環境保護部門は、汚染物質を監視・測定・管理する役割を担い、税金情報共有プラットフォームによって税務機関の徴収管理に協力する。

KPMG の所見

「環境保護税法」の公布は、従来の汚染物質に対する排出費徴収制度から環境保護税徴収制度に変更された。これは「費用制度から税制へ同等レベルを維持して移行」のルールに従うことをあらわす。ただし、同法は汚染物質排出費制度の徴収目的、徴収範囲、算定方法を基本的に引き継いだ。汚染物質排出費徴収制度に比べ、環境保護税徴収制度は法律として一段と厳格化された。また政府機関の徴収管理担当部門も、環境保護部門から税務機関へと変更された。納税義務者は、タックス・コンプライアンスを見直し、同法に従って汚染物質排出に係わる税務コストの変動を合理的に予測する必要がある。

包括的には、「環境保護税法」は徴税方式によって環境保護を強化した重要法律である。今後、各地方政府はさらにプロセス管理を厳格にして、環境保護税の適用税額を明確にした上、税収管理を強化するだろう。このため、納税義務者の税負担が増加するか、又は減少するかは各地方政府が定める適用税額及び納税義務者自身の状況に委ねられてくる。「環境保護税法」の正式公布は中国の「グリーン(環境保護を重視する)租税システム」の構築及び完備を目的としていることから、政府によって管理する汚染物質の種類が増え、企業の環境汚染行為に対して、経済コストの増加効果を狙う重要な対策になる。

